

須崎市営巡航船事業経営戦略

団 体 名 : 須崎市

事 業 名 : 須崎市営巡航船事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ～ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1)事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	3人	年 間 輸 送 人 員 数	3千人
営 業 航 路	17.3km	在 籍 船 舶 数	2隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	47.5年
年 間 運 航 キ ロ	29千km	乗 船 効 率 * 1	2.0%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2)料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	平成11年3月17日	キロ当たり53.33円
実 施	平成11年4月1日	須崎市営巡航船使用料条例

(3)料金水準の検討

現行の運賃は平成11年に設定以降、改正は行っていない。過疎・少子高齢化による地域住民や児童・生徒の定期便利用の減少に伴い料金収入は減少傾向にあるが、他の公共交通手段がないことなどから、利用者の負担となる運賃の値上げは難しい状況となっている。一方で、遍路客やツアー客による貸切運航などの観光目的の利用が増加していることなどから、今後も、地域住民の移動手段としての重要な役割を担いつつ、観光目的利用での料金収入の増加を目指すなど、経営状況の改善とあわせて適正な運賃設定を検討していく。

(4)現在の経営状況

料 金 収 入 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	R3	702千円	R4	1,124千円	R5	1,293千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	R3	— %	R4	— %	R5	— %
純 損 益 (又は実質収支) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	R3	— 千円	R4	— 千円	R5	— 千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	R3	— %	R4	— %	R5	— %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

地域住民や児童・生徒の利用者は年々減少しており、遍路客等の地域住民以外の利用が中心となっている。そのため、コロナ禍においては料金収入が大幅に減少していたが、コロナ収束後においては利用者数が回復してきたことなどもあり、全体の料金収入としては増加傾向にある。経営状況としては、離島航路という性格上、費用に対しての運賃収入が少ないため、国及び県からの補助金、市一般会計からの繰入金により実質収支は0円となっている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

令和8年度に中学校が統廃合予定となっていることから、児童・生徒の定期便利用が大きく減少することが見込まれる。一方で、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、遍路客や旅行者などの観光目的での巡航船利用者数は増加傾向にある。そのため、一般旅客については毎年度2%程度の利用者数の増加を見込んでいる。

(2) 料金収入の予測

料金収入のうち、定期券収入については中学校の統廃合などにより大幅に減少することが見込まれる。また、定期便利用については、過疎・高齢化により地域住民の減少が見込まれるが、遍路客や観光利用の増加を考慮するほか、貸切運賃の改定による収入増加の見込み等により、全体としては堅調推移する見込みとなっている。

(3) 船舶更新時期の見通し

本航路を運航している主船「第5くろしお」は、昭和55年1月に就航しており、船齢が44年となっている。予備船である「第1くろしお」も、昭和49年4月に就航し、船齢は50年となる。主船・予備船ともに老朽化が進んでいるが、日常的な点検の徹底により、船舶等異常への早期の対処や部品の早めの交換を行うことで、大規模修繕を抑制し、船舶の使用継続を図ることとしている。

3. 経営の基本方針

坂内～埋立航路のある浦ノ内地区は、須崎市東部に位置し、奥深い入り江である浦ノ内湾を挟んで北岸と南岸の地区からなる。半島の尾根伝いに県道が縦走しているが、各集落は県道から各谷へ下りた場所に位置しており、各集落間をつなぐ沿岸道路もないため、地区内外への移動は、自動車以外には巡航船のみとなっている。

人口減少に伴い、地域住民の巡航船の利用者が少なくなるなか、定期航路の主な利用者は半島の対岸にある小中学校へ通学する児童生徒と遍路客となっている。遍路客については、近年巡航船の航路が遍路のコースとして広く知れ渡るようになったことから、国内はもとより国外からの利用も増加傾向にある。

このような地理的条件から、自ら移動手段の確保ができない住民にとっては巡航船以外での移動は難しく、地域の移動手段として、なくてはならないものである。

今後も、地域の公共交通として航路の維持・確保に努めるとともに、経費削減の取り組みに加え、観光面での利活用についても関係団体等と連携し積極的に利用促進に向けた取り組みを進めていくこととしている。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

投資については、耐用年数を経過した船舶の運航に必要なメンテナンスを定期的に行っていくことで、長期的な使用継続を図るとともに、今後も安全性を確保した運航を継続していく。

②収支計画のうち財源についての説明

財源については、運賃収入、国庫補助金及び県補助金、一般財源からの繰入金により収支均衡を図っている。また、近年海外ツアー客などの利用が増加している「貸切運航」については、燃料費や船舶の維持管理費の高騰及び通常運賃との均衡を図るために、令和7年4月より運賃を改正することとしており、貸切運航における料金収入の増加が見込まれる。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費に関しては、職員の高年齢化に伴う退職や新たな雇用が予想されるが、明確な時期の見通しをたてることが難しいため、期間に幅を持たせた収支計画としている。その他経費のうち修繕費については、船舶の老朽化による大規模修繕も予見されるが、費用計上としては平準化することとして一定額を各年に計上している。燃料費についても価格高騰が続いていることから、現状価格での推移としている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

浦ノ内地区の人口減少や小中学校の統廃合等、地域住民の利用者減少は避けられない状況にある中、遍路客や観光客の利用者増加に向けて取り組みを進めていく。市HPやSNS活用し市観光協会等と連携して周知活動を行っていくことで、地域外からの利用促進にも努めていく。また、観光目的での利用が増加していることなどから、船内への空調設備の導入等サービスの向上に向けて検討を行っていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略については、5年を目途に見直し更新を行う。
---------------------	---------------------------

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)													
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)												
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		1,124	1,293	1,510	1,811	1,715	1,716	1,739	1,761	1,763	1,787	1,812	1,837
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		1,069	867	665	462	259	56						

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分		(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 支 分		4,435	6,450	10,596	8,227	6,559	6,139	7,768	1,861	3,180	4,829	5,118	2,201
	う ち 基 準 内 繰 入 金												
	う ち 基 準 外 繰 入 金	4,435	6,450	10,596	8,227	6,559	6,139	7,768	1,861	3,180	4,829	5,118	2,201
資 本 的 収 支 分		202	202	203	203	203	203	56					
	う ち 基 準 内 繰 入 金												
	う ち 基 準 外 繰 入 金	202	202	203	203	203	203	56					
合 計		4,637	6,652	10,799	8,430	6,762	6,342	7,824	1,861	3,180	4,829	5,118	2,201